

池田町第 5 次総合計画策定方針

平成 31 年 4 月 24 日策定、令和元年 7 月 30 日まちづくり会議確認
(令和 2 年 1 月 29 日一部改正、令和 2 年 8 月 28 日一部改正)

この策定方針は、令和 3 年度を初年度とする新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）の策定に当たっての基本的な考え方や必要な事項を明確に示し、策定事務の円滑な推進を図ることを目的に策定するものです。

1 計画策定の趣旨

池田町では、平成 22 年度に、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした第 4 次総合計画を策定し「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」を将来像として、その実現に向けて施策を推進してきました。

この間、我が国においては、高齢化の急速な進行等による社会保障費の増大や頻発する大規模自然災害、人口減少に対応するための地方創生の取組など、社会経済情勢は刻一刻と変化が生じています。

また、本町においては、池田中学校、町立病院の整備など大型投資事業の実施により、教育環境の改善や町民が健康で安心して暮らせる環境の構築が進む一方で、少子高齢化による義務的経費の増大や更新時期を迎える公共施設の対策など多くの課題に直面し、町を取り巻く環境が変化している中で、多様化・複雑化する地域課題に的確に対応していく必要があります。

このことから、町の持続的な発展を目指し、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、令和 3 年度を初年度とする新総合計画の策定に取り組みます。

2 計画の位置付け

多くの自治体は、まちづくりの方向性や目標を明らかにし、それを達成するために「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成される総合計画を策定して、まちづくりを進めています。

地方自治法により「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を得てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていましたが、平成 23 年の地方自治法の改正により、法の義務付けがなくなりました。これは、総合計画がその役割を終えたということではなく、地方分権の流れの中で、市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から義務付けが廃止されたものです。

このことから、町は今後も総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、引き続き総合計画を策定し、この総合計画を町が目指す中長期的な将来像を示す町の最上位の計画として位置付けます。

3 計画策定の基本的な考え方

新総合計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、次の基本姿勢で策定に取り組みます。

(1) 将来人口を見据えた計画づくり

人口減少を抑制する施策づくりに取り組むとともに、人口減少の中にあっても活力ある持続可能なまちづくりを目指した計画づくりを行います。

(2) 地域の特性を活かした計画づくり

豊かな地域資源と大いなる自然環境をいかし、安全安心な生活を支える地域社会を築き、郷土に誇りや愛着が感じられるよう、魅力の向上と活性化を目指した計画づくりを行います。

(3) 住民参加による計画であること

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、多くの住民の参画による計画づくりを行います。

(4) 実現性・実効性を確保した計画であること

厳しい財政状況を踏まえ、施策・事業の実現性及び実効性を確保し、成果を重視した行政運営を推進するための計画づくりを行います。

4 計画の構成と期間

新総合計画は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、町民にわかりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、現総合計画と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、計画期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想：10年間

総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために定める基本的な構想で、町民と行政のまちづくりに対する基本的な理念、方針を示し、町の将来像を定めます。

計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和12(2030)年度までの10年間とします。

(2) 基本計画：10年間

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、町の将来像を実現するための基本的な施策の方向性や目標を定めます。

基本計画は、基本構想の計画期間と同じく10年間の計画としますが、その時の社会経済情勢等を踏まえて、計画見直しの必要性について検討を行います。

(3) 実施計画：3年間(毎年度、ローリング方式により見直し)

基本計画で定めた施策を具体化するための3年の計画で、優先度や実効性を考慮して毎年度見直しを行い、予算編成及び行政運営の指針とします。

<計画期間 イメージ>

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想(10年間)									
基本計画(10年間) 社会経済情勢等を踏まえ、見直しを検討									
実施計画(3年間)			毎年度、ローリングにより見直し						

5 計画策定の体制及び役割

計画の策定にあたっては、現状分析、現計画の評価検証を実施し、庁内検討組織により、計画骨子、基本構想案、基本計画案等を作成し池田町まちづくり会議に諮ります。町民参加の機会を確保し、寄せられた意見・提案等を多角的かつ総合的に検討し、計画に反映させるように努めます。最終計画案（基本構想）は町長から町議会へ議案として提案し、議会における審議を経て議決を得ます。

(1) 町民参加

新総合計画の策定における町民参加の場及び機会は、次のとおりとします。

ワークショップ

多様な人材や幅広い世代の町民同士が、これからのまちづくりについて対話するワークショップを開催することにより、まちづくりへの関心やまちへの愛着の醸成を図るとともに、より多くの町民からまちづくりに対する意見等を聴取します。

ヒアリング

町内事業者及び活動団体を対象にヒアリングを実施し、様々な分野の専門的な視点からのまちづくりに対する意見、意向等を調査します。

アンケート（住民意向調査）

町民アンケート（対象年齢16歳以上）

無作為抽出による町民を対象として、郵送によるアンケート調査を実施し、町民のまちづくりに関する意識調査を行うとともに、目標設定等に活用します。

中学生アンケート

池田中学校の生徒全員を対象として、中学生から見たまちづくりに関する意識調査を行い、新総合計画の策定に関し、参考とします。

パブリックコメント

新総合計画（素案）について、パブリックコメント手続を実施し、町民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する町の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮し計画策定を行います。

その他の意見聴取等

広報紙やホームページを活用し、町民と計画の策定状況を情報共有を図ります。

(2) 庁内推進体制

策定事務局：企画財政課企画統計係

総合計画策定の総合調整を行います。

- ・策定スケジュール、推進体制・組織、策定方針の確立
- ・住民意向調査（アンケート）、パブリックコメント等の実施
- ・各種団体ヒアリング、ワークショップ等の実施
- ・総合計画（案）の取りまとめ

ワーキンググループ：（各課の係長、主査、主任）

基本構想、基本計画策定に向けた具体的な施策等を検討し、各担当分野の取り纏めを行います。

- ・現状、住民意向調査等の分析
- ・現計画の実績把握・分析
- ・地域特性の問題点・課題の集約
- ・基本構想案・基本計画案の作成・検討

策定委員会（管理庁議・全体庁議）：町長、副町長、管理職
全庁的な取組みとして総合計画策定の推進を図ります。

- ・策定方針等の決定
- ・ワーキンググループ選出、現総合計画の政策評価実施、第5次総合計画の作成指示
- ・基本構想案・基本計画案の調整

(3) 池田町まちづくり会議

町長の諮問に応じ、総合計画策定に関する事項について審議し、意見を答申します。

総合計画基本構想・基本計画に町民の意見を反映させるため、初期段階から協議に参画します。

分野別の専門部会を設置し、専門分野に関する意見反映を図ります。

総合計画基本構想(案)・基本計画(案)の諮問に対し、協議の中で出された意見を取りまとめて答申する。

(4) 池田町議会

本町では、総合計画基本構想の策定について、議会の議決に付すべき事件に関する条例により、議会において議決しなければならないこととしています。そのため、町長から最終的な総合計画案を議案として提案し、議会における審議を経て、議決します。

6 地方版総合戦略との調整

令和2年度末に池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略が終了するに際し、新たな総合戦略を定めることが求められています。

新総合計画の策定については、「まち・ひと・しごと創生法」が求めている人口減少対策について重要な視点となることから、両計画の整合性を図りながら進めます。

7 策定スケジュール

【平成31(令和元)年度】

現計画の評価検証、策定方針、地域づくりの方向性

基本構想案・基本計画案の策定

4～7月 策定スケジュール、推進体制の確立、策定方針の作成
調査・分析(現総合計画評価検証)
地域づくりの方向性の検討

8月～ 各種団体からのヒアリング、基本構想案の策定(将来像、基本目標、施策大綱)

9月～ 基本計画案の策定(現状と課題、基本目標、主要な施策)

【令和2年度】

基本構想案・基本計画案の策定

基本構想案・基本計画案の諮問(答申)、基本構想案の議会提案(議決)、新計画策定

11月～12月 パブリックコメントの実施

12月 新総合計画案の諮問 : まちづくり会議へ

12月 新総合計画案の答申 : まちづくり会議から

1月 新総合計画の議会提案

3月 議会議決

【令和3年度】

新総合計画(池田町第5次総合計画)スタート